

大和市平成28年改正給与条例附則第8項から第10項までの規定による給料に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第10号

大和市平成28年改正給与条例附則第8項から第10項までの規定による給料に関する規則を廃止する規則

大和市平成28年改正給与条例附則第8項から第10項までの規定による給料に関する規則（平成28年大和市規則第20号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。